

入札説明書に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	6	1	8		(6)					事業スケジュール	所有権移転日は施設引渡日と同日という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	入札説明書	11	2	1		(2)	⑥				入札説明書等に関する第2回質問の受付	第2回質問は、参加資格審査結果通知(8月29日予定)前に締め切られることから、応募グループごとではなく、個別企業ごとに質問書を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	入札説明書	32		1						別紙2	サービス対価の構成	サービス対価Bの「⑤その他の費用」、サービス対価Dの「②その他」費用には、SPCにかかる諸経費や統括管理業務費用等が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	SPCにかかる諸経費については入札説明書に関する質問への回答No.4をご確認ください。統括管理業務費等についてはご理解のとおりです。
4	入札説明書	32		1						別紙2	サービス対価の構成	設計・建設業務と運営業務・維持管理業務が重なる令和5年度から令和8年度のSPCにかかる諸経費や統括管理業務費用等には、サービス対価Bに含めて提案することよろしいでしょうか。	融資手数料はサービス対価Bに含めてください。それ以外の令和5年度から令和8年度のSPCにかかる諸経費や統括管理業務費用等をサービス対価B又はD-1のいずれかに含めて提案するかは事業者判断に委ねます。
5	入札説明書	34		2		(1)				別紙2	表 都市構造再編集集中支援事業補助金の算定方法	補助金対象となる業務費目について、「建設業務に係る費用」とありますが、こちらは建築・土木業務の全てが対象になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	入札説明書	34		2		(1)				別紙2	サービス対価Aの算定方法	サービス対価Aには什器備品費は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	入札説明書	35		2		(1)				別紙2	表 補助分起債額の算定方法	補助金対象となる業務費目について、「建設業務に係る費用」とありますが、こちらは建築・土木業務の全てが対象になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

入札説明書に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
8	入札説明書	35		2		(1)				別紙2	表 一般単独事業債の算定方法	補助金対象となる業務費目について、「建設業務に係る費用」とありますが、こちらは建築・土木業務の全てが対象になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	入札説明書	38		1		(1)				別紙3	表 サービス対価の支払い方法	サービス対価A-1～4について支払い条件の記載がありますが、p6記載の事業スケジュールによると1期から3期の間の整備について陸上競技場と新水泳場を除き、その他は施設・改修は事業者提案によるとなっています。事業者が提案した通りの整備内容に基づき年度毎にA1-4の一時金は補助金が満額支払われるという理解でよろしいでしょうか。年度予算枠として事業者提案と別にキャップ設定等行っておりますでしょうか。	建設・改修時期は、各年度の建設費・改修費（総合スポーツセンター改修費を除く）を平準化した上で事業者の提案に委ね、提案の結果を踏まえた契約書等に基づき予算要望を行います。また、補助金・起債額の変動によりサービス対価Aの金額が変更となる場合の対応については、入札説明書P35をご参照ください。
10	入札説明書	38		1						別紙3	サービス対価の支払い方法	サービス対価A-1～A-3について、都市構造再編集中支援事業補助金及び起債金額の交付時期に関わらず、市の請求書受領後30日以内に事業者へ支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	各年度の内示額及び交付決定後とします。これまでの内示額の決定時期は、支払前年度の3月末頃、交付決定時期は当該年度の7月末頃となっています。
11	入札説明書	38		1						別紙3	サービス対価の支払い方法	サービス対価C～Fの消費税は、各サービス対価の支払時に当該支払金額に係る消費税をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	入札説明書	39		1		(1)				別紙3	表 サービス対価の支払い方法	サービス対価F-3(プール部分)の修繕・更新費の支払いが全期間均等でなく5年毎固定の変動支払いとしている理由についてご教示ください。	修繕・更新費発生時期が年度によって異なることを想定し、全期間均等ではなく5年毎に区分して支払うこととしています。なお、維持管理・運営期間にわたって修繕・更新費を平準化する提案も可とします。

入札説明書に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
13	入札説明書	41		2		(1)				別紙3	サービス対価A及びBの改定	直近の物価水準の高騰は著しいものがあり、本年も国土交通省はインフレスライド条項(工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づく)の適用を行っております。本事業におきましても、別紙3に記載のサービス対価A及びBの改定のみではなく、本事業期間中において国土交通省から同様の方針が示された場合は、インフレスライドの適用についても協議していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業期間中において国土交通省からインフレスライド条項(工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づく)の適用を求めたい意向がある場合には方針の示しの有無に関わらず業務着手前に協議を行うことを条件とし、方針が示された場合にインフレスライドの適用可否について協議に応じます。
14	入札説明書	43		2		(3)				別紙3	表 物価変動による見直し時のサービス対価D、E、Fの改定方法	改定方法に「毎年度8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料」と記載がありますが、指標値については何月時点の指標にて算出すればよろしいでしょうか。また、速報値・確報値どちらを用いるのでしょうか。	採用する指標値の時点については、契約締結時に協議します。
15	入札説明書										予定価格	本件は施設整備と運営・維持管理など多岐にわたる業務を一括して提案するものであり、多くの企業に関わり、入札までには多くの時間やコストがかかります。昨年来の資材高騰・品不足に加え、公共事業の予定価格が厳しい状況の中で、予定価格オーバーの場合審査すらしていただけないことは応募者にとって過大なリスクと考えます。つきましては、適正な価格で応札するためにも予定価格を公表していただけないでしょうか。	本市で実施する条件付き一般競争入札については予定価格は事後公表として取り扱っています。入札公告までに至る事業検討の経過についてはホームページに掲載する「周南緑地体育施設等整備に関する調査特別委員会」の資料等をご確認ください。

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	a	資料	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	5	1	4	4-3						災害時の拠点施設としての機能	<p>前回質問回答NO.5で新水泳場付近の災害対策本部機能について「物資の引渡し等」の想定が回答されています。 その際に示された「経路の想定」について資料提供をお願いします。</p>	資料47「経路想定図」のとおりです。
2	要求水準書	6	1	7							事業スケジュール	<p>事業スケジュール表中にお示しいただいた、新水泳場の開業準備期間は「令和9年1月から令和9年3月」となっていますが、要求水準書60頁の1-3 業務期間では「新水泳場の供用開始日までとし、業務開始日については事業者にて提案すること。」となっております。 どちらの記載が正しいかご教示ください。</p>	新水泳場の開業準備期間は「令和9年1月から令和9年3月」とします。
3	要求水準書	8	1	8							現行の指定管理者からの引継ぎ	<p>現管理者との引継ぎの際、備品台帳上だけでなく、実際に備品有無の突合せを周南市様も立会のもと行う予定があるかご教示ください。</p>	事業者の求めに応じて立ち会いを行います。
4	要求水準書	8	1	10							市のスマートシティ実現に向けた取組への協力	<p>取組の実施にあたり、事業者は協力することとの記載がありますが、現時点で想定されている事業者が協力すべき内容についてお示し願います。</p>	現時点で具体的な協力内容の想定はございませんが、市の負担で実施するデータ測定用等の機器の設置やソフト事業などの協議に応じる協力等を想定しています。
5	要求水準書	9	1	12							事業期間内の市の整備事業の実施	<p>“公園施設長寿命化計画に基づく老朽化施設の更新(本事業における修繕・更新の範囲を越えるもの)も実施する予定である。”と記載がありますが、こちらに記載のものは本事業の対象ではないため金額に関わらず市が直接執行のうえ、長期修繕計画への記載の必要がないという認識でよろしいでしょうか。</p>	市の実施する「公園施設長寿命化計画に基づく老朽化施設の更新(本事業における修繕・更新の範囲を越えるもの)」は市が直接執行しますが、市の実施時期等の検討のため、事業者にて長期修繕計画において修繕時期の提案を行ってください。

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	a	資料	項目名	質問の内容	回答
6	要求水準書	11	1	14	14-3						適用要綱・各種基準等	新設・改修を行うスポーツ施設、園地等整備施設について、建築及び土木が混在しておりますが、適用要綱・各種基準等において、建築もしくは土木どちらかの要件を満たしていればいいとの理解でよろしいでしょうか。	建築物の新設・改修工事は、建築の基準を満たしてください。外構・屋外工事は建築または土木いずれかの基準を満たすようにしてください。
7	要求水準書	19	2	3	3-1	(1)					新水泳場の構成	更衣室内トイレへの多目的トイレの設置は必須ではないとの理解で宜しいでしょうか。	男女更衣室にトイレは必要ですが、多目的トイレの設置は要求水準書上求めていません。多目的更衣室も同様ですが、多目的更衣室から利用しやすい位置に多目的トイレを設置してください。
8	要求水準書	22	2	3	3-2	(5)	②				プールエリア	全般表中には、「イ 水温は25℃～28℃程度を目安とする。」と記載があります。一般利用にはお示しいただいた水温では低いですが、「程度を目安とする」という部分はどのくらいの下限・上限となるかお示しいただきたいお願い申し上げます。	競技については、公益財団法人日本水泳連盟のプール公認規則に基づきますが、一般利用では28℃±1℃を目安と考えてください。
9	要求水準書	27	2	3	3-2	(6)		ア			外構計画	市道の切り下げについては市と協議の上、側溝も改修する旨が記載されておりますので、費用については実施後の精算となる解釈でよろしいでしょうか。	費用については本事業のサービス対価に含めて提案してください。
10	要求水準書	29	2	3	3-4-2	(1)					受変電設備	「配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。」とありますが、公共建築工事標準仕様書【電気設備工事編】に準拠するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	要求水準書	30	2	3	3-4-2	(5)					静止型電源設備	「非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を設置すること」とありますが、非常照明は電池内蔵型で受変電設備の操作用電源も受変電設備内に設けるものと考えて良いでしょうか。	高天井部分の取替えのしやすさ、運営業務のしやすさを考慮して、提案に委ねます。

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	a	資料	項目名	質問の内容	回答
12	要求水準書	30	2	3	3-4-2	(6)		イ			発電設備	「発電装置の仕様は、事務室、トイレ、給湯室等の利用のために最低限必要な設備が、3日間運転できるものとする」とありますが、その他諸室については災害時の利用想定自体がないものと考えてよろしいでしょうか。	一時的な避難所等の開設で留まる災害については、総合SCでの対応を想定しています。ただし、大規模災害時には、プール槽等は水資源、その他諸室については物資の貯蔵場所としての利用を想定しています。
13	要求水準書	34	2	3	3-4-4	(8)		ウ			プール循環ろ過設備	循環ろ過設備は、プール及び浴槽に分割設置することと記載がありますが、「浴槽」に関する記載は誤植で、削除されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。要求水準書を修正します。
14	要求水準書	36	2	4	4-1	(2)	②				総合スポーツセンター	要求水準書(案)に関する質問書への回答に、「入札公告時に改修対象部位の範囲を示します。(質問No.3)」とありますが、どの資料を参照すれば宜しいでしょうか。	要求水準書36頁、表中の②外壁・軒天、※の記載を参照してください。
15	要求水準書	36	2	4	4-1	(2)	②				総合スポーツセンター	外壁タイルの張替え費用として、タイル面の約2割程度分を見込んでいるとのことですが、劣化部の現地調査費用は別途と考えて宜しいでしょうか。	劣化部の現地調査費用は、外壁タイル張替え費用とは別に事業費に見込んでいます。
16	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)	①				陸上競技場	既存の管理棟の更衣室内に風呂がありますが、全国的にシャワーの利用が多いことから、シャワーのみの設置としてよろしいでしょうか。	要求水準として浴槽の設置は求めず、シャワーのみとします。
17	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)					陸上競技場	スタンド上部の屋根について、想定仕様(素材)があれば、ご教示ください。	現状の機能と同等以上を想定しています。
18	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)	⑤				陸上競技場	写真判定機の設置箇所について、想定はありますでしょうか。また、建屋の計画も含むという認識で宜しいでしょうか。	使いやすい位置に設置してください。建屋の計画も本事業に含みます。

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	a	資料	項目名	質問の内容	回答
19	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)					陸上競技場	要求水準書に「鉄骨屋根を解体撤去し、屋根を新設すること」との記載がありますが、「鉄骨屋根」とは屋根材+鉄骨トラス梁と考えて宜しいですか。	スタンド屋根の荷重の一部を陸上競技場管理棟で負担しているため、既存鉄骨柱および既存の基礎も撤去し、スタンド屋根の構造体及び屋根を新設します。
20	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)					陸上競技場	上記建築行為(鉄骨屋根の撤去新設)を行う場合、確認申請が必要との判断で宜しいですか。	ご理解の通りです。
21	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)					陸上競技場	既存鉄骨柱および既存の基礎については、存置のままとお考えですか。「鉄骨屋根」の撤去新設により既存構造体(柱・基礎)の構造上安全性が確認できない場合は、屋根材のみ葺替えを行い、既設鉄骨トラスは耐候性塗料等で長寿命化を図り再利用することは可能ですか。	要求水準書に関する質問への回答No.19をご参照ください。
22	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)					陸上競技場	陸上競技ルールブックでは第3種公認陸上競技場の認定基準に照度が明記されていませんが、本事業のナイター照明柱の設置による平均照度は、記録会等を想定して、200ルクス程度で考えても宜しいでしょうか。また、必要照度が満足できれば、ナイター照明柱の設置箇所は4箇所でも宜しいでしょうか。	前段については、ご理解の通りですが、JIS等に基づき適切に設定してください。後段については、4箇所でも構いません。
23	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)					陸上競技場	ナイター照明柱の設置場所については、必要照度を満足していれば、陸上競技場の外部に設置することも可能と考えて宜しいですか。	利用者の通行等に支障がない範囲で可能ですが、陸上競技場内からナイター照明の操作ができるようにしてください。
24	要求水準書	37	2	4	4-1	(3)					陸上競技場	長距離競技会の開催を想定してナイター照明柱を設置するようになっていますが、陸上競技以外にサッカー等の球技についても開催を想定されていますか。	現在のところ、陸上競技以外での具体的な大会の実施要望は承っていませんが、実績として夜間用の照明を有する既存の補助競技場において、サッカー等の夜間利用実績はあります。

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	a	資料	項目名	質問の内容	回答
25	要求水準書	37	2	4	4-1	(4) (5)					サッカー場 庭球場	サッカーフィールドおよび庭球場の人工芝について、想定されている性能もしくは製品があればご教示ください。	サッカーフィールドは、要求水準書 37頁に記載の仕様同等以上、庭球場は現状以上の仕様を想定していますが、より良い提案を期待します。 庭球場については、日本テニス協会の推奨、日本ソフトテニス連盟の公認する製造業者の製品を使用してください。また、10年以内に国民体育大会のテニス会場において、複数納入実績を有する製品を使用してください。なお、現在の砂入り人工芝の仕様は、超耐久ポリプロピレンスプリントヤーン(厚み19mm)です。
26	要求水準書	38	2	4	4-1	(4)	①				サッカー場	サッカーフィールドのコート整備には、ライン引きも含むと考えて宜しいでしょうか。 また小学生用コートライン引きも必要でしょうか。	前段については、ご理解の通りです。 後段についても、ラインを引いてください。
27	要求水準書	38	2	4	4-1	(4)	③				サッカー場	鋼製ネットフェンスの想定高さをご教示願います。	1.2m程度を想定しています。
28	要求水準書	39	2	4	4-2	(2)	①				野球場東駐車場	更地を臨時駐車場として利用するにあたって砕石敷等の処理をお考えでしょうか。	砕石敷は想定していませんが、雨水や泥水が整備した駐車場側に流入しないような計画としてください。
29	要求水準書	39	2	4	4-2	(2)					駐車場	照明灯の設置が必要な駐車場は、「①野球場東駐車場」のみで宜しいでしょうか。	ご理解の通りですが、同項(2)駐車場に示す駐車場整備で、既存の照明灯が整備する駐車場に干渉する場合は、移設等をしてください。ただし、駐車場の出入口等、公園を利用する歩行者に注意が必要な場所には照明灯を適宜設置してください。
30	要求水準書	40	2	4	4-2	(3)					ランニングコース	カラーアスファルト舗装の色の指定があればご教示ください。	暖色系と寒色系の2色を想定しています。
31	要求水準書	40	2	4	4-2	(3)					ランニングコース	ランニングコースに設置するソーラーライトによる足元灯は、太陽光のみによる稼働で、配線等は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	a	資料	項目名	質問の内容	回答
32	要求水準書	40	2	4	4-2	(4)					マンホールトイレ	マンホールトイレの整備は、上部テント等を含む一式と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
33	要求水準書	44	3	2	2-3	(1)		カ			業務の要求水準	毎年市に報告する「事業評価報告書」は、P94 1-12 業務報告書の④年間報告書に記載のある「セルフモニタリング報告書」と同じものでしょうか。	ご理解の通りです。要求水準書を修正します。
34	要求水準書	64	6	1	1-5			ウ			事業者の収入	選挙等の対応について職員の時間外についても営業補填の対象外となりますでしょうか？ご教示お願いします。	開館時間外についても営業補填は行いません。なお、開票所として利用する場合、条例に定める延長料金以外に市の要望により開館時間外において事業者に施設管理等の業務が発生する場合は市は当該業務にかかる費用を負担します。
35	要求水準書	64	6	1	1-6	(1)					光熱水費	現在の各シセツ毎の実績ご教示をお願いします。	修正した資料34をご参照ください。なお、光熱水費については施設毎のデータはありません。
36	要求水準書	64	6	1	1-7						実施体制	現在の人員配置(月・1日)がわかるシフト表を開示いただきたく思います。(氏名以外)	第1回入札説明書等に関する質問への回答と合わせて公表する資料44「現指定管理者の業務実施体制」をご参照ください。ただし、現指定管理者は本事業以外にも別の業務を実施していることに留意してください。
37	要求水準書	65	6	1	1-7	(2)			ア		運営業務責任者	「運営業務の区分ごとに…」とありますが、この区分は<P74 / 3 / 要求水準 3-1 / 利用受付業務>以降に記載されている「～業務」(利用受付業務・施設管理業務・自主事業業務など)の単位との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
38	要求水準書	70	6	1	1-11	(7)					雇用	資料43に示す継続雇用希望者を優先的に雇用する意向はありますが、諸条件については落札者決定後に行われることから、提案段階で具体的な雇用人数などを示すことが困難な状況です。公平性の観点から、継続雇用に関する事項は落札者決定の評価に影響しないと理解してよろしいでしょうか。	地元雇用が継続雇用か新規雇用かで評価に差をつけるものではありませんが、評価の考え方については落札者評価基準をご確認ください。

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	a	資料	項目名	質問の内容	回答
39	要求水準書	71	6	2	2-2						開館時間	開館時間とは、開場から閉場までの時間という認識か、利用が可能な時間という認識かについてご教示ください。	開館時間は、開場から閉場までの時間を示しております。
40	要求水準書	71	6	2	2-1						公園の休場日、本施設の休館日	両公園はなしとありますが職員の常駐は必要でしょうか？現行についてご教示をお願いします。	スポーツ施設の休館日において運營業務については常駐を求めませんが、イベント開催等の利用状況に応じて維持管理業務との連携等により適切に公園利用者へ対応できる体制としてください。なお、維持管理業務については、要求水準書に関する質問への回答No.57をご参照ください。
41	要求水準書	75	6	3	3-1	(2)					利用者の決定に関する業務	体育協会所属団体のリストをご提示いただきたく思います。	加盟団体等については周南市体育協会のホームページでご確認ください。 http://www.shunan-taikyo.or.jp/about02
42	要求水準書	76	6	3	3-1	(3)	①	オ			利用料金の徴収等	将来的にキャッシュレス決済の導入等について検討することは可能でしょうか？ご教示をお願いします。	可能です。
43	要求水準書	77	6	3	3-3	(1)		イ			プール監視業務	「イ 監理責任者として・・・」と記載がありますが、監視責任者との認識でよろしいかご教示ください。	プールの監視を監理する者を監理責任者としておいてください。
44	要求水準書	79	6	3	3-4			ウ	e		トレーニングエリア運營業務	指導講師の派遣については年間どの程度日数を見込んでおりますでしょうか？ご教示をお願いします。	指導講師の派遣日数については事業者提案に委ねます。
45	要求水準書	80	6	3	3-6	(2)			カ		スポーツ・遊びの教室等実施業務	体育協会様の実施されるプログラムとの重複を避けるため、事業者の自主事業計画作成前に、体育協会様の予定を開示いただくことは可能でしょうか。（講師の手配、募集に要する時間の確保のため）	定例会等を通じて、情報共有を行う予定です。
46	要求水準書	81	6	3	3-7	(2)	ウ				広報活動	パンフレット300部については毎年必ず更新という認識でよろしいでしょうか？ご教示をお願いします。	パンフレットの更新はデザインや時点修正等を必要に応じて実施してください。なお、毎年度必ず300部市に提出してください。

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	a	資料	項目名	質問の内容	回答
47	要求水準書	83	6	3	3-9						公益財団法人 日本水泳連盟 公認取得申請 及び公認再取 得業務	新水泳場の公認取得の時期について、開業準備期間中や引き渡し前など具体的な時期をお示しいただきたくお願い申し上げます。	新水泳場は施設の供用開始までに公認取得をするものとし、公認取得時期は事業者提案に委ねます。
48	要求水準書	83	6	3	3-10	(1)		ウ			業務内容	避難所運営にかかる経費の算出式(基準)をご教示ください。原則として、避難所の運営は行政の所管だと思いますが、事業者側が負担すべき費用につきましてご教示をお願いします。	前段について、避難所運営に係る経費の算出式(基準)はありません。避難所運営の状況に応じ、避難所運営にかかる経費について合理的な範囲で市が負担します。 後段について、避難所運営は原則として市が行います。事業者が行う施設の設備機器の運転や光熱水費等の避難所運営にかかる経費について合理的な範囲で市は費用を負担します。
49	要求水準書	83	6	3	3-10	(1)		ウ			業務内容	避難所運営にかかる経費は貴市負担となりますが、不特定多数の方の避難者受け入れによりトイレの故障等、帰責者を特定できない損害が生じる可能性があります。 この場合の負担についての貴市にご負担いただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	原則、市の事由以外の施設の損傷リスクは事業者負担としますが、避難所運営による損傷が明らかな場合は市の負担とします。
50	要求水準書	84	6	3	3-10	(2)		イ			市が行う業務	イ 市が行う業務として、「c 各スペース等の調整(運営本部、避難・居住・共用スペース、災害用トイレ等)」とありますが、運営開始後早い時期に仮の各スペース等の調整を事業者と協議しておくことは可能でしょうか。いざという時に事が迅速に運ぶと思います。ご教示ください。	可能です。
51	要求水準書	85	6	3	3-11	(1)		ア			付帯事業の考え方	要求水準で整備する施設内に付帯事業施設を設置する場合、付帯事業にかかる施設整備費は、内装工事のみと理解してよろしいでしょうか。	付帯事業実施にあたり施設整備が必要な場合は、独立採算により実施することを前提として、事業者が事業を実施するにあたり必要と判断する工事を行ってください。

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	a	資料	項目名	質問の内容	回答
52	要求水準書	85	6	3	3-11	(2)		ウ			飲食提供業務	「自動販売機を設置する場合は、既存施設において飲料の自動販売機の設置は不可とする。」と記載がありますが、新水泳場を含む公園整備施設での新施設(駐車場等)には事業者主体で設置をしても良いのかご教示ください。	新水泳場及び新水泳場駐車場のみ事業者主体での自動販売機の設置は可とします。
53	要求水準書	85	6	3	3-11	(2)		イ			飲食提供業務	キッチンカーを用意する場合、使用料等については現在の「周南市都市公園条例」が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
54	要求水準書	85	6	3	3-11	(2)		イ			飲食提供業務	食べ物の自動販売機の設置することで代替することは可能でしょうか？ご教示をお願いします。	通常時は食べ物の自動販売機の設置をすることで代替可能です。大会・イベント時には、弁当・軽食等の販売やキッチンカーを用意する等の方法で適宜、利用者の利便性を高めるよう飲食を提供してください。
55	要求水準書	88	7	1	1-6	(1)		ウ			スポーツ施設	体育施設管理士の有するものに監督させ、とありますが、維持管理責任者が保有ということでしょうか？ご教示願いただけますでしょうか？	維持管理責任者以外が体育施設管理士を有することも可とします。ただし、スポーツ施設維持管理の役割を担う人としてください。
56	要求水準書	88	7	1	1-7	(1)	①				市の負担区分	現指定管理者で行なうべき修繕に関しては2023年3月31日までに実施し、引き渡しをしていただけという認識でよろしいでしょうか？ご教示いただけますでしょうか？	ご理解の通りです。本事業の開始時に運営に支障をきたす修繕が必要な箇所があれば、市の負担で計画的に修繕を行います。
57	要求水準書	90	7	1	1-8	(1)		ウ			維持管理業務責任者	維持管理業務責任者は、常駐の必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	維持管理業務責任者は原則常駐としますが、勤務シフト等により業務に従事しない時間帯は、不測の事態や災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、他の従事職員からあらかじめ責任者代理として定めた人員を配置して、開館時間中は常に配置できる計画としてください。

要求水準書に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	a	資料	項目名	質問の内容	回答
58	要求水準書	92	7	1	1-10	(1)		キ			維持管理基本計画書(運営開始段階)	長期修繕修繕計画の立案・提出が求められています が、既存施設に関しては2-2(3)、2-3(3)にて長期 修繕計画に沿った修繕について言及されておられ ません。 また、長期修繕計画に基づく1件500千円を超える 修繕に関して市が直接執行するか否か、ご教示くだ さい。	既存施設について、修繕を民間事業者の業務範囲を 超えて長期修繕計画に沿って修繕を行うことは求め ませんが、長期修繕計画は作成してください。 長期修繕計画に基づき、市が修繕費を負担する修繕 は、原則として市が直接執行します。なお、要求水準 書に関する質問への回答No.5もご確認ください。
59	要求水準書	93	7	1	1-11	(1)					施設管理台帳	管理台帳の電子データ化について記載がありますが、 日報など全ての書類に関しては、法令絡みで必要な 書類はデータ化し出来る限り紙ファイルの保管はし ない形でよろしいでしょうか？ご教示いただけますで しょうか？ (例：日報、点検、月次、年次等)	ご理解の通りですが、データのバックアップシステムの 構築や必要に応じて紙への出力が可能なよう準備し てください。
60	要求水準書	100	7	5							環境衛生管理 業務	建築物環境衛生管理技術者は非常駐で可、との理 解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
61	要求水準書	104	7	8	8-3	(6)		ア			遊戯施設	文書5行目、6行目に、別途市が専門技術者に委託 し、1年に1回の遊具・健康器具等の点検を行うと記 載されていますが、委託費も周南市が負担するという 認識で間違いないでしょうか？ご教示願いただけます でしょうか？	別途市が専門技術者に委託する遊具・健康器具等 の点検費は市が負担します。事業者が行う遊具・健 康器具の日常及び2ヶ月に1回以上の定期的な点検 は事業者負担とします。
62	要求水準書	105	7	9	9-2	(2)		ウ			次期修繕提案 書	4行目に、「組合に提出すること」と記載されていま すが、どちらに提出すれば良いのかご教示いただけま すでしょうか？	次期修繕計画書は市に提出してください。要求水準 書を修正します。

落札者決定基準に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
1	落札者評価基準	2	1	1						評価の手順及び方法	入札価格について、予定価格を超える場合は失格とありますが、予定価格についての記載がありません。ご提示をお願いします。	入札説明書に関する質問への回答No.15をご参照ください。
2	落札者評価基準	8		5		(4)				地域への貢献	「地域への貢献」をする為にも、可能な限り市内本店又は市内本社への発注に努める所ですが、通常の地元市内業者への支払いとは異なり、銀行からの借入金＝地元への発注金額とは直接なり得ません。 本加点項目は、このような資金調達の一部は該当しないように規定し、本質的な部分での「地域への貢献」における競争を確保していただく事は可能でしょうか。	銀行からの融資額は地元企業への発注金額に含めないでください。なお、地元金融機関からの融資に当たって金融機関に支払う経費等は、地元企業への発注額に含めてください。

様式集に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
1	様式集	6	3							提案内容に関する提出書類	構成員、協力企業以外(銀行や業務協力、関 心表明先等)については社名を明記して問題 ありませんでしょうか。	構成員・協力企業の名称が類推できない限り においては、構成員・協力企業以外の業務協 力先、関心表明先等を記載してください。
2	様式集	36	3		3					入札辞退届	各社押印者は貴市への登録者名で押印すれ ばよろしいでしょうか。若しくは、登録にかかわ らず代表者(社長)名で問題ありませんでしょ うか。	各社押印者は、周南市競争入札参加資格者 名簿に登録されている登録者名としてください。 なお、入札説明書の規定により同等の要件を 有することを市が認めている場合、周南市競争 入札参加資格者名簿に登録予定の登録者名 等を記載してください。
3	様式集	37	3		4-1					入札提出届兼誓 約書	各社押印者は貴市への登録者名で押印すれ ばよろしいでしょうか。若しくは、登録にかかわ らず代表者(社長)名で問題ありませんでしょ うか。	各社押印者は、周南市競争入札参加資格者 名簿に登録されている登録者名としてください。 なお、入札説明書の規定により同等の要件を 有することを市が認めている場合、周南市競争 入札参加資格者名簿に登録予定の登録者名 等を記載してください。
4	様式集	37	3		4-1					入札書提出届兼 誓約書	代表企業のための提出で宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
5	様式集	38	3		4-2					要求水準に関す る確認書	代表企業のための提出で宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
6	様式集	40	3		5-1					入札書	本文には「税込」、注記には「税抜き」とあるがど ちらに従えばよろしいでしょうか。	「税抜き」の誤記です。様式集を修正します。
7	様式集	46	3		8-1	(1)				施工計画等	記載内容に比べてA4 2枚では少ないように思 われます。A4 3枚に修正いただけないでしょ うか	原案の通りとします。
8	様式集	52	3		9-1	(1)				運営基本方針・ 体制・仕組み	記載内容に比べてA4 1枚では少ないように思 われます。A4 2枚に修正いただけないでしょ うか	原案の通りとします。

様式集に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
9	様式集	58	3		10-1	(2)				維持管理基本方針・実施体制・仕組み	記載内容に比べてA4 1枚では少ないように思われます。A4 2枚に修正いただけませんか	原案の通りとします。
10	様式集	62	3		11-2	(2)				事業計画の確実性及び安定性	記載内容に比べてA4 1枚では少ないように思われます。A4 2枚に修正いただけませんか	原案の通りとします。
11	様式集	63	3		11-3	(3)				リスク管理	記載内容に比べてA4 1枚では少ないように思われます。A4 2枚に修正いただけませんか	原案の通りとします。
12	様式集	64	3		11-4	(4)				地域への貢献	「地元企業とは、市内に本店または本社を有する企業」と記載がありますが、周南市に本店または本社を有する金融機関は1行しかありません。公平性の観点から、資金調達に絡む金融機関との取り引きに関しては地域貢献の対象から外していただけませんか。	原案の通りとします。なお、金融機関からの融資額の多寡は、「地域への貢献」の審査の対象としません。 また、落札者決定基準に関する質問への回答No.2をご参照ください。
13	様式集	64	3		11-4	(4)				地域への貢献	周南市に本店または本社を有する金融機関は1行しかありませんが、民間企業が大株主となっておりますので、公平性の観点から、資金調達に絡む金融機関との取り引きに関しては地域貢献の対象から外していただけませんか。	様式集に関する質問への回答No.12をご参照ください。
14	様式集				5-2					入札金額内訳書	様式5-2 ④サービス対価D-1の※印に、付帯事業収入を控除するかについては事業者提案に委ねると記載がありますが、付帯事業から得られる収入を事業者の収入することにより、本事業の総事業費の縮減による貴市の負担を低減する意図によるものとの理解でよろしいでしょうか。	事業者による選択が可能なよう設定したものです。なお、総事業費は落札者評価基準により評価し、控除することを必須としていません。
15	様式集				5-2					入札金額内訳書	様式5-2 ④サービス対価D-1では、様式9-11に記載の自主事業収入を控除することになっていますが、様式9-12の自主事業の収支(収入-費用)の誤植でしょうか。	サービス対価D-1は、令和5年度～令和8年度の運営業務及び維持管理業務に要する費用から、利用料金・自主事業収入を踏まえて、控除することとしております。なお、様式集5-2 サービス対価D-1の算定根拠を修正します。

様式集に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
16	様式集				5-2					入札金額内訳書	様式5-2 ④サービス対価D-1の※印に、付帯事業収入を控除するかについては事業者提案に委ねると記載がありますが、そのように設定された意図をご教示いただけませんか。	様式集に関する質問への回答No.14をご参照ください。
17	様式集				5-2					入札金額内訳書	様式5-2 ④サービス対価D-2の※印に、付帯事業収入を控除するかについては事業者提案に委ねると記載がありますが、控除の有無については、落札者決定の評価に影響しないとの理解でよろしいでしょうか。	加算評価において控除の有無そのものは評価の対象ではありませんが、価格評価において控除が反映された入札価格について評価します。
18	様式集				5-2					入札金額内訳書	様式5-2 ⑤サービス対価D-2では、様式9-11に記載の自主事業収入を控除することになっていますが、様式9-12の自主事業の収支(収入-費用)の誤植でしょうか。	サービス対価D-2は、令和9年度～令和23年度の運営業務及び維持管理業務に要する費用から、利用料金・自主事業収入を踏まえて、控除することとしております。なお、様式集5-2 サービス対価D-2の算定根拠を修正します。
19	様式集				5-2					入札金額内訳書	自主事業収入の控除に関して、様式9-12の自主事業の収支(収入-費用)が誤植の場合、費用には、初期投資額も含めるとの理解でよろしいでしょうか。	様式集に関する質問への回答No.18をご参照ください。
20	様式集				9-10					利用料金等設定表	消費税を含めないことと注意書きがありますが、利用料金は利用者への配慮もあり、消費税込みで済みの良い数値を設定する可能性があります。その場合は、消費税込みの数値を入力し、合計値から消費税抜きの数値を算出する記載方法でもよろしいでしょうか。	利用料金等の設定については消費税込みで記載することを可とします。なお、税込で記載する場合は税込箇所がわかるように記載してください。
21	様式集				9-11					自主事業収入算定表	広告料収入を見込む場合は、様式9-11自主事業収入算定表に記載することによろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

様式集に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
22	様式集				10-6					修繕・更新費内訳書	参考として、市の負担想定分を記載する様式になっていますが、参考ということは、落札者決定の評価に影響しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、実施時期や算定の考え方等を適切に記載してください。

基本協定書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	条	項	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
1	基本協定書 (案)	4		6	5							事業契約の締結	「乙が入札説明書等に定める参加資格要件を欠くに至ったときには、事業契約の仮契約又は本契約を締結しない」とされていますが、貴市指名停止等措置要領によると、市工事以外の施工にあたり「安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき」に指名停止が出され、参加資格を失います。「甲は事業契約の仮契約又は本契約を締結しないことができる」とありますが、市工事以外の労災事故により指名停止措置を受けた場合、事業契約の仮契約又は本契約の締結についてご協議をお願いいただけませんか。	本項に記載する参加資格要件とは、入札説明書P16以降に記載する「2 入札参加者の参加資格要件(共通)」及び「3 入札参加者の参加資格要件(業務別)」を指しますが、「2 (3)それぞれの業種において必要となる市の入札参加資格を有していること」は入札参加時に入札参加資格を有していることを指しており、基本協定締結後に指名停止となることは、本項に該当しません。

事業契約書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	節	条	項	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
1	事業契約書	3	1		7	4						許認可、届出等	現時点において、市による許認可の取得、届出等について、事業者が協力する予定があるものがあれば、ご教示願います。	本事業地の大部分は国有地であり、無償借地契約にて都市公園として整備していますので、一定の設計実施及び施工スケジュールが把握できた段階で、国への届出を提出することとしています。内容としては必要な図面・スケジュール表等の準備を想定しています。また、その他必要に応じて同程度の協力を求める場合があります。
2	事業契約書(案)	5	1		12	4						臨機の措置	「事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者がサービス対価の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、市と事業者で協議のうえ、合理的な範囲で市が負担する。」とありますが、合理的な範囲について何らかの基準があるかご教示ください。	措置に要した費用の具体的な内容に応じて判断されますが、社会通念上合理的と思われる範囲とお考え下さい。
3	事業契約書(案)	6	2		17	2						事業用地の契約不適合責任	事業用地内に埋設されているオイルタンクに起因して民間提案施設事業に関して生じた増加費用は事業者負担とされています。民間提案施設は独立採算で行うなど、同施設運営に直接係るリスク等は事業者が負担しており、用地のオイルタンクに起因するリスクを事業者負担させるのは過度な負担となっております。参加検討の障害となっております。民間提案施設事業についても、オイルタンクに起因する用地リスクは貴市の負担としていただきたく修正のご検討をお願いいたします。	民間提案施設事業は、提案の有無を任意としており、事業者のリスク負担で実施いただくことを前提としています。原案の通りとします。なお、敷地内の通常の施工においては、オイルタンクに起因する土壌汚染は確認されておりません。
4	事業契約書(案)	6	2		17	2						事業用地の契約不適合責任	オイルタンクからの油漏れに関し、近隣住民等への説明を要する場合は、貴市にて対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、事業者に対し必要な協力を求める場合があります。

事業契約書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	節	条	項	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
5	事業契約書 (案)	14	4	3	51	2						整備対象施設の引渡し遅延による費用負担	<p>「事業者の責めに帰すべき事由により、整備対象施設の引渡しが本引渡予定日より遅延した場合、事業者は、当該遅延に起因して市が負担した増加費用又は損害を負担する『ほか』とあり、一方で、「この場合において、市に当該遅延に起因して違約金以上の損害が発生したときは、事業者は、当該違約金を超える損害額を市に支払わなければならない」とあります。本項は、事業者に対して、損害賠償等に加えて、別途違約金を課す意図ではないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>この理解が正しい場合、「当該遅延に起因して市が負担した増加費用又は損害を負担するほか」の記載を削除いただけないでしょうか。</p>	<p>本項は、増加費用又は損害の負担に加えて違約金を徴収する旨の規定です。「この場合」以降の記載は、違約金が損害賠償額の予定ではないことを確認するための記載です。原案の通りとします。</p>
6	事業契約書 (案)	15	4	3	52	3						契約不適合責任	<p>整備対象施設又は什器・備品について、契約不適合責任期間が一律で引渡日から「2年」とされていますが、「公共工事標準請負契約約款」第57条第2項及び「民間(七会)連合協定工事請負契約約款」第27条の2第2項の趣旨に鑑み、次のような趣旨の規定となるよう、条項の変更は可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・什器・備品の契約不適合は、原則として引渡時に市が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者はその責任を負わない。 ・引渡時の検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。 	<p>原案の通りとします。</p>
7	事業契約書 (案)	16	4	3	52	11						契約不適合責任	<p>民法第415条第1項但書を踏まえ、「契約不適合が事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、市は損害賠償請求ができない」旨を規定していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>原案の通りとします。</p>

事業契約書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	節	条	項	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
8	事業契約書(案)	20	6	1	69	7						本施設の利用料金の収受	「本事業契約の他の規定にかかわらず、市の責に帰すべき事由による場合を除き、本施設の利用者数の増減」リスクは事業者負担とされています。新型コロナウイルス他予期せぬ疫病を理由とした収入の減少リスクについては、事業契約別紙1に定める不可抗力に該当することから、収入の補填について協議をお願いできないでしょうか。	新型コロナウイルスを含めた疫病の蔓延が通常の見可能な範囲外のものとして不可抗力に該当する場合は、第103条第2項に基づき協議に応じます。
9	事業契約書(案)	20	6	1	70	4						自主事業	「事業者は、自主事業の実施にあたり、他の利用者と同様に本施設にかかる所定の利用料金を負担する」とは、自主事業の実施に際して施設利用料が発生する場合には、その費用を事業者が市に支払うという理解でしょうか。それとも、会計上事業者が利用料金を負担するが、同額を事業者の収入として認識するというのでしょうか。	自主事業の実施により発生する利用料金は事業者が負担し、また事業者の収入となります。会計上の適切な処理をしてください。
10	事業契約書(案)	22	6	2	79	1						本施設損傷時の取扱い	「本施設利用者以外の第三者による損傷等、又は帰責者不明の人為的な損傷等については、本条における不可抗力には含まれない。」とありますが、帰責者不明の場合の修繕費の負担及び休業補償についてはどの様に考えればよいかご教示ください。	帰責者不明の場合の損害については、事業者の負担とします。なお、施設閉鎖が必要になる等事業の継続が困難となる場合は協議に応じます。
11	事業契約書(案)	22	7		81	1						民間提案施設事業	「事業者は、本事業関連書類に基づき、事業用地内に民間提案施設を設置し」とありますが、民間提案施設は、民間提案施設企業が、直接、市と借地契約を締結するという理解でよろしいでしょうか。	民間提案施設事業は、都市公園法第5条に基づく設置許可に基づいて実施してください。
12	事業契約書(案)	22	7		81	1						民間提案施設事業	民間提案施設につき、市と事業者が借地契約を締結する場合、民間提案施設企業に転貸できるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問への回答No.11をご参照ください。
13	事業契約書(案)	22	7		81	1						民間提案施設事業	民間提案施設かかる借地契約をお示しください。	事業契約書(案)に関する質問への回答No.11をご参照ください。

事業契約書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	節	条	項	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
14	事業契約書(案)	25	9	2	87	4						整備対象施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「市は、前項第1号による」とあるのは、「第2項第1号による」の誤植と思われるので修正をお願いいたします。	ご指摘のとおり、事業契約締結時に事業契約書において修正します。
15	事業契約書(案)	26	9	2	87	5						整備対象施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	契約解除時の違約金の算定において、整備対象施設に部分引渡しがある場合は、当該部分引渡し済みの施設に相当する施設整備費は控除されるとの理解でよろしいでしょうか。	本項は違約金の額を定める規定です。引渡し済みの施設に該当する施設整備費は控除しません。
16	事業契約書(案)	26	9	2	87	9						整備対象施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	契約解除時、整備対象施設の出来形部分を買取らない場合について、買取らないことに関して合理的な理由がなければ貴市が買取るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	事業契約書(案)	26	9	2	88	5						整備対象施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	合理的な増加費用及び損害には、金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	事業契約書(案)	27	9	2	89	1		(2) (3)				整備対象施設引渡し前の法令変更による契約解除等	法令変更による契約解除であり、第三者への株式譲渡または事業譲渡は削除願えないでしょうか。	本条は、事業継続が困難となる場合又は事業契約履行のために過大な費用を要する場合には、契約解除以外の選択も可能とする趣旨の規定です。 原案の通りとします。
19	事業契約書(案)	27	9	2	89	1		(2) (3)				整備対象施設引渡し前の法令変更による契約解除等	仮に法令変更による契約解除で、第三者に株式譲渡または事業譲渡をする場合、市が認める条件の中に譲渡に係る金額ほか事業者の合意が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	市が認める条件の中に事業者の合意は必ずしも含みませんが、事業者と協議の上、株式譲渡又は事業契約上の地位譲渡の措置を決定します。

事業契約書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	節	条	項	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
20	事業契約書(案)	27	9	2	89	3						整備対象施設引渡し前の法令変更による契約解除等	出来形部分に相応する工事費相当額には、既に発注済みの資材等でキャンセル、変更等ができません。事業負担となる費用等が含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲を除いて事業者負担とします。
21	事業契約書(案)	27	9	2	89	4						整備対象施設引渡し前の法令変更による契約解除等	法令変更による契約解除は事業者の帰責ではないため、解除に伴って発生する金融費用やSPC経費等については市の負担として頂けないでしょうか。	法令変更により契約解除に至る場合、第101条第2項に基づき協議によって費用負担を決定します。
22	事業契約書(案)	27	9	2	90	1		(2) (3)				整備対象施設引渡し前の不可抗力による契約解除等	不可抗力による契約解除であり、第三者への株式譲渡または事業譲渡は削除願えないでしょうか。	本条は、事業継続が困難となる場合又は事業契約履行のために過大な費用を要する場合には、契約解除以外の選択も可能とする趣旨の規定です。 原案の通りとします。
23	事業契約書(案)	27	9	2	90	1		(2) (3)				整備対象施設引渡し前の不可抗力による契約解除等	仮に不可抗力による契約解除で、第三者に株式譲渡または事業譲渡をする場合、市が認める条件の中に譲渡に係る金額ほか事業者の合意が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	市が認める条件の中に事業者の合意は必ずしも含みませんが、事業者と協議の上、株式譲渡又は事業契約上の地位譲渡の措置を決定します。
24	事業契約書(案)	27	9	2	90	3						整備対象施設引渡し前の不可抗力による契約解除等	出来形部分に相応する工事費相当額には、既に発注済みの資材等でキャンセル、変更等ができません。事業負担となる費用等が含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲を除いて事業者負担とします。
25	事業契約書(案)	28	9	2	90	4						整備対象施設引渡し前の不可抗力による契約解除等	不可抗力による契約解除は事業者の帰責ではないため、解除に伴って発生する金融費用やSPC経費等については市の負担として頂けないでしょうか。	不可抗力により契約解除に至る場合、第103条第2項に基づき協議によって費用負担を決定します。

事業契約書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	節	条	項	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答	
26	事業契約書(案)	30	9	3	92	5						整備対象施設引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	合理的な増加費用及び損害には、金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
27	事業契約書(案)	30	9	3	93	3						整備対象施設引渡し以後の法令変更による契約解除等	法令変更による契約解除は事業者の帰責ではないため、解除に伴って発生する金融費用やSPC経費等については市の負担として頂けないでしょうか。	法令変更により契約解除に至る場合、第101条第2項に基づき協議によって費用負担を決定します。	
28	事業契約書(案)	31	9	3	94	3						整備対象施設引渡し以後の不可抗力による契約解除等	不可抗力による契約解除は事業者の帰責ではないため、解除に伴って発生する金融費用やSPC経費等については貴市の負担として頂けないでしょうか。	本条は、事業継続が困難となる場合又は事業契約履行のために過大な費用を要する場合に、契約解除以外の選択も可能とする趣旨の規定です。 原案の通りとします。	
29	事業契約書(案)	47									別紙4	事業者等が付保する保険	事業者等が付保する保険について記載がありますが、記載の担保リスクをカバーできていれば、それぞれの保険が一緒になっている保険でも問題ありませんでしょうか。	別紙4の付保条件を満たす限りにおいて、保険商品の名称及び内容は事業者の提案に委ねます。	
30	事業契約書(案)	47									別紙4	事業者が付保する保険	付保を必要とする保険について、事業者(SPC)で付保するよりも、各業務実施企業が付保することで保険料や保険対象の範囲が有利になる場合があります。 付保を必要とする保険について、各業務実施企業が付保することでよろしいでしょうか。	事業者が付保する場合と同等の効果が得られる場合は、各業務実施企業が付保することも認めます。	
31	事業契約書(案)	47									別紙4	事業者が付保する保険	各保険の要件に免責額の規定がありませんが、免責額については無しという理解でしょうか。それとも任意の金額を設定可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。	
32	事業契約書(案)	47					1	3)				別紙4	施設整備業務に係る期間の保険	設計・建設・解体期間中の保険として建設工事保険と普通火災保険が規定されていますが、建設工事保険には普通火災保険の填補内容も含まれていますので、建設工事保険のみを付保することでよろしいでしょうか。	別紙4の付保条件を満たす限りにおいて、保険商品の名称及び内容は事業者の提案に委ねます。

事業契約書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	節	条	項	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
33	事業契約書 (案)	49			1						別紙5	保証	本事業契約第52条(第45条において準用される場合を含む。)に基づき事業者が市に対して負う契約不適合責任その他の債務とありますが、「その他の債務」について、第52条に基づく契約不適合責任の他に何を想定されているのかご教示願います。	第52条に基づく債務を包括的に表現する記載です。
34	事業契約書 (案)	54									別紙9	不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	3 自主事業、付帯事業及び民間提案施設事業に「前二項の規定にかかわらず、不可抗力により自主事業、付帯事業及び民間提案施設事業に関して事業者が損害、損失及び費用が発生した場合であっても、当該損害、損失費用はすべて事業者が負担する。」とありますが、長期間休業を余儀なくされた場合の休業補償等ははどのように考えればよいかご教示ください。	自主事業、付帯事業及び民間提案施設事業は、全て事業者のリスク負担において実施していただくものです。ただし、一般の民間事業と同様に休業補償や補助金を受領することを妨げるものではありません。

その他資料に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
1	条件付一般競争入札公告	1	(1)							入札に付す事項	予定価格が事後公表の理由を示してください。	入札説明書に関する質問への回答No.15をご参照ください。
2	資料1								02	現況インフラ状況図(下水道)	02_現況インフラ状況図(下水道).pdfでは新水泳場敷地の南西部分しか表示されていません。北東部分(道路切下部付近)の下水本管埋設状況のわかる台帳をご提示ください。	資料1「現況インフラ状況図」の下水道図面(追加)をご確認ください。
3	資料1								04	現況インフラ状況図(工業用水)	04_現況インフラ状況図(工業用水).pdfでは工業用水は市道遠石馬屋線中央付近PC管φ1200鋼管φ1000を埋設となっていますが、01_全体平面図.SFCでは市道北西寄りダクタイル鋳鉄管φ800埋設と記載があります。いずれが正でしょうか。	配布資料の「04_現況インフラ状況図(工業用水).pdf」の管種・管径が正です。
4	資料10									新水泳場の什器備品参考一覧	新水泳場は(公財)日本水泳連盟の25m一般プールとしての公認を取得することとなっております。公認プールでは大会等での利用が見込まれます。 第2章 3-2 (5) ② プールエリア 25mプール 表中には、「オ スタート台(着脱式)、タッチ版をプールの両側に設置すること。」と記載がありますが、「資料10 新水泳場の什器備品参考一覧」にはタッチ版やそれに係る競技用計時計測システムがありません。 大会に要する備品等につきましては、高額であり、設置の可否を提案に委ねると積算条件も変わるため、設置の可否や仕様についてお示しいただきたくお願い申し上げます。	プール公認に必要な備品等は、全て本事業にて設置してください。 想定する備品は、資料10に追記します。
5	資料20									電気設備現況図	周南緑地全体の高圧電力の繋がりが不明です。系統図等のご提示をお願いします。	資料45「電気設備高圧受電等系統関係書類」のとおりです。

その他資料に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
6	資料24	5		1		(3)	②			新水泳場	新水泳場の施設利用料金について条例改定見込額をお示しいただいています。 新水泳場は(公財)日本水泳連盟の25m一般プールとしての公認を取得することとなっております。公認プールでは大会等での利用が見込まれますが、大会の際に利用する備品類の利用料金は、プールの専用使用料と別に設定してもよろしいかご教示ください。	スタート台及びコースロープなど、一般的に競技で用いる備品については専用使用料に含まれるものとします。
7	資料25									ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス概要	体育協会様の実施されるプログラムとの重複を避けるため、事業者の自主事業計画作成前に、体育協会様の予定を開示いただくことは可能でしょうか。 (講師の手配、募集に要する時間の確保のため)	要求水準書に関する質問への回答No.45をご参照ください。
8	資料39									民間提案施設事業設置可能区域図	赤枠のエリアを拡大して民間提案施設を設置することは可能でしょうか？駐車場用地に設置の場合は別途代替地を確保する認識でよろしいでしょうか？	前段について、原則は不可としますが、提案内容の事前確認時に協議に応じます。 後段について、ご理解の通りです。
9	総合スポーツセンターを除くスポーツ施設各種業務仕様書	15	2							周南市野球場	掻き起し、黒土、アンツーカ土、塩化カルシウム等これまでの仕様と費用を、ご教示いただけますでしょうか？	資料46「施設管理に伴う土砂等の仕様・費用等実績一覧」のとおりです。
10	総合スポーツセンターを除くスポーツ施設各種業務仕様書	19	2							周南庭球場	ミックス土等のこれまでの年間使用量、費用などについて、ご教示いただけますでしょうか？	資料46「施設管理に伴う土砂等の仕様・費用等実績一覧」のとおりです。
11	総合スポーツセンターを除くスポーツ施設各種業務仕様書	21	2							周南市補助競技場、周南市ソフトボール球場、周南市運動広場	真砂土等のこれまでの年間使用量、費用などについて、ご教示いただけますでしょうか？	資料46「施設管理に伴う土砂等の仕様・費用等実績一覧」のとおりです。

その他資料に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
12	総合スポーツセンターを除くスポーツ施設各種業務仕様書	22	2							周南市サッカー場 周南市補助サッカー場 周南市アーチェリー場	ライン引きの石灰は、有料化し利用者負担の提案は可能でしょうか？ご教示いただけますでしょうか？	大会利用に際してライン引きの石灰を有料化することは可能ですが、練習で使用する場合は施設使用料に含まれます。なお、実績として、大会等での使用は主催者が持参しています。
13	要求水準書(案)に関する質問書への回答	2		5						災害時の拠点施設としての機能	令和4年5月31日公表の要求水準書(案)に関する質問書への回答において、No.5回答で「経路の想定は入札公告時に示します。」とありますが、公告時の資料中に見当たりません。再度が回答をお願い申し上げます。	第1回入札説明書等に関する質問への回答と合わせて資料47「経路想定図」を公表します。
14											管理内の植栽管理について、外部委託か内製化か、日々何人体制で管理しているかご教示ください。	現指定管理者の実績としては外部委託が基本ですが、緊急時などは内製的に作業を行っています。作業工数の実績値については第1回入札説明書等に関する質問への回答と合わせて公表する資料48「植栽等管理実績一覧表」をご確認ください。
15											スポーツセンターと野球場の間、テニスコート周辺に民家やマンションがありますが、騒音や照明の関係で、住民の方々へ配慮が必要な事項がありましたらご教示ください。	野球場は照明や大会時の騒音について、庭球場は早朝からの大会時に騒音についての連絡があったことがあります。
16											既存の屋内施設において、特に老朽化、雨漏りが発生している箇所などあればご教示ください。	第1回入札説明書等に関する質問への回答と合わせて公表する資料49「雨漏等状況一覧表」のとおりです。
17											スポーツセンター内メインアリーナ、多目的ホールともにサッカー・フットサルの利用は可能かご教示ください。	実態として、メインアリーナにおいて、フットサルの大会での利用に限って認めています。なお、利用者がブルーシートで養生すること及び損害保険の加入を条件としています。なお、事業者が適切に管理できる範囲において、メインアリーナ、多目的ホールでのサッカー・フットサルの利用は可能です。

その他資料に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
18											駐車場の開錠、施錠を毎日行っているかご教示ください。	施錠箇所と施錠の実施状況については資料27「園地施錠箇所(修正)」をご確認ください。
19											既存従業員の緑地内移動手段として、主となる手段をご教示ください。	現状としては公用車、バイク、自転車、徒歩のいずれかで移動しており、場合によります。
20											特定利用団体に対して、利用日以外でのカギの貸与・備品の設置等、慣例として許可している事があればご教示ください。	総合スポーツセンター、野球場、アーチェリー場、サッカー場横トイレに競技団体の備品保管用のロッカー等の設置を許可しています。また、早朝の使用時に車止めのカギを貸与することもあります。
21											年末年始などの休館日に、慣例として許可している利用があればご教示ください。	周辺で行われる祭礼等で駐車場の使用許可を行っています。
22											施設間の距離があるが、現金は別々に収納しているのかをご教示ください。	現在は総合スポーツセンター、庭球場、陸上競技場(個人利用のみ)で収納しています。